

## 参考資料

- ・ 明石市小中一貫教育推進会議 設置要綱 . . . . . 1～2  
明石市小中一貫教育推進会議組織及び構成員・会議経過
- ・ 小学校・中学校の区域と児童数・生徒数・学級数の状況 . . . 3
- ・ 児童生徒推計表 . . . . . 4
- ・ 概要版 明石市における小中一貫教育の在り方について . . . 5
- ・ コミュニティー・スクール（学校運営協議会制度）とは . . . 6

## 明石市小中一貫教育推進会議 設置要綱

### (設置)

第1条 明石市立小・中学校における義務教育9年間を連続した期間としてとらえた教育課程を編成し、学校間の連携・接続を図ることにより、児童生徒の生きる力の育成を図るため、継続的な指導体制及び教育環境を整備すること（以下、「小中一貫教育」という）についての推進計画を策定するため、明石市小中一貫教育推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、市内小中一貫教育の推進計画策定に向けて次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 本市における小中一貫教育計画の策定に関すること。
- (2) 各中学校区の小中一貫教育の在り方に関すること。
- (3) その他小中一貫教育の推進に関すること。

### (組織及び構成員)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者により構成する。（別表参照）

- 2 推進会議には、委員長を置き、教育委員会事務局次長（指導担当）をもって充てる。
- 3 委員長は、推進会議の会務を総括し、推進会議を代表する。

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議に出席を求め、意見若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、明石市教育委員会事務局学校教育課に事務局を置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

(別表)

## 明石市小中一貫教育推進会議組織及び構成員

種 別	所 属	職 名	名 前	備 考
校 長 会	小 学 校	校 長	和 田 守 也	人 丸 小 学 校
	中 学 校	校 長	池 田 義 典	魚 住 中 学 校
チ-ム中学校区 代 表	錦 城 中 学 校 区	教 諭	中 尾 篤 志	明 石 小 学 校
	二 見 中 学 校 区	主 幹 教 諭	安 保 泰 博	二 見 中 学 校
小中一貫教育モデル中学校区	高 丘 中 学 校 区	教 諭	川 口 大 作	高 丘 中 学 校
行 政 機 関	教 育 委 員 会 事 務 局	次 長 (指 導 担 当)	平 田 高 之	委 員 長
		次 長 (管 理 担 当)	石 田 圭 治	
		学 校 教 育 課 長	藤 井 鉄 也	
		学 校 管 理 課 長	田 村 嘉 朗	
		総 務 課 長	長 田 一 夫	
		児 童 生 徒 支 援 課 長	西 口 隆	
事 務 局	教 育 委 員 会 事 務 局	学 校 教 育 課 学 校 指 導 係 長	藤 田 靖	
		指 導 主 事	赤 枝 康 隆	

## 明石市小中一貫教育推進会議の経過

第1回 平成28年11月18日(金)

- 協議事項 (1) 小中一貫教育について  
(2) 明石市の動向について  
(3) 明石市内の小中一貫教育取組現状について  
(4) 小中一貫教育推進計画の構成案について

第2回 平成29年1月30日(月)

- 報告事項 (1) 「チ-ム中学校区UNITプロジェクト会議」の報告について  
(2) 本市における小中一貫教育の推進にむけた現状と課題  
協議事項 「明石市における小中一貫教育推進計画」(案)について

第3回 平成29年2月28日(火)

- 報告事項 高丘中学校区取組について  
協議事項 「明石市における小中一貫教育推進計画」(最終案)について

# 小学校・中学校の区域と児童数・生徒数・学級数の状況

(平成28年5月1日現在)

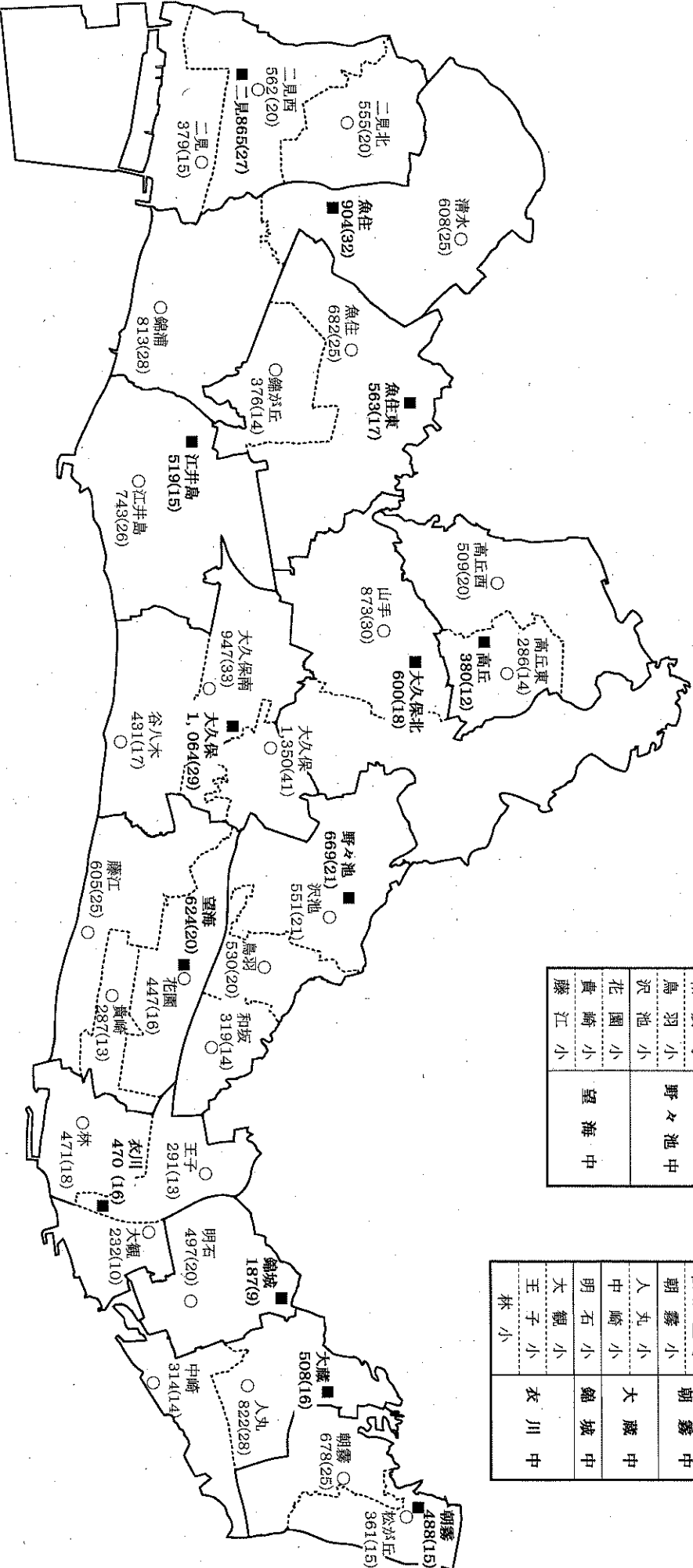
小学校区	中学校区
魚住小	魚住東中
錦が丘小	魚住中
清水小	魚住中
錦浦小	魚住中
二見北小	二見中
二見西小	二見中
二見小	二見中

小学校区	中学校区
谷八木小	大久保中
大久保南小	
大久保小	大久保北中
山手小	高丘中
高丘東小	高丘中
高丘西小	高丘中
江井島小	江井島中

小学校区	中学校区
和坂小	野々池中
鳥羽小	野々池中
沢池小	野々池中
花園小	望海中
貴崎小	望海中
藤江小	望海中

小学校区	中学校区
松が丘小	朝霧中
朝霧小	朝霧中
人丸小	大蔵中
中崎小	大蔵中
明石小	錦城中
大観小	衣川中
王子小	衣川中
林小	衣川中

○小学校    - - - - - 小学校区  
 ■中学校    ———— 中学校区  
 数字は児童数・生徒数 ( ) 内は学級数  
 ※特別支援学級を含む



## 児童生徒推計表

《小学校児童数推計表》

(平成28年度以降は推計値、各年度5月1日現在、特別支援学級を除く。)

小学校名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		保有 教室数
	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	児童数	CR	
松が丘	377	12	376	12	374	12	361	12	353	13	349	13	354	13	352	12	346	12	335	12	329	12	26
朝霧	598	19	612	19	622	20	632	21	670	23	683	22	727	23	737	23	715	23	702	22	671	22	28
人丸	782	23	775	24	812	25	807	25	815	26	802	25	812	25	788	25	750	25	721	24	719	24	32
中崎	302	12	294	12	297	12	294	12	310	12	310	12	315	12	311	12	329	13	336	12	338	13	17
明石	444	15	458	15	452	16	461	16	481	16	481	16	476	17	489	18	482	17	497	18	474	16	26
大観	257	11	226	10	232	10	229	9	229	9	221	8	214	8	232	9	220	8	217	8	218	8	15
王子	291	12	292	12	290	11	279	12	283	11	270	11	289	11	302	12	291	11	296	11	319	12	22
林	441	15	436	14	422	14	438	14	459	16	464	16	489	16	510	18	496	17	501	16	505	16	22
和坂	328	12	311	12	315	12	320	12	312	12	308	12	292	12	293	12	283	12	298	12	308	12	19
鳥羽	508	18	517	18	503	18	519	18	517	17	530	18	552	18	551	18	578	19	609	20	632	20	28
沢池	590	18	563	18	531	18	515	18	545	19	566	20	602	21	652	23	695	23	745	23	797	24	26
花園	438	15	446	15	453	14	447	14	446	15	469	16	487	17	490	17	514	17	554	18	581	20	29
貴崎	303	12	300	12	286	12	268	11	279	11	288	12	284	12	289	12	282	12	283	12	266	12	23
藤江	551	18	556	18	558	19	569	19	589	21	619	20	627	21	637	21	679	22	697	22	736	23	30
谷八木	395	13	403	13	401	13	412	14	425	15	447	16	473	16	497	16	514	18	543	19	539	19	20
大久保南	1,104	33	1,045	31	1,019	31	968	30	937	30	892	27	853	26	847	27	831	27	825	26	802	25	40
大久保	1,149	35	1,203	36	1,290	38	1,312	39	1,332	38	1,322	39	1,284	39	1,288	38	1,232	36	1,197	36	1,137	34	43
山手	746	22	766	24	829	26	845	26	861	28	925	30	978	32	1,016	32	1,058	33	1,088	33	1,132	34	37
高丘東	340	12	333	12	311	12	301	12	277	12	264	12	256	12	230	11	225	10	204	9	191	8	29
高丘西	465	16	481	17	494	18	497	18	499	17	483	17	483	17	449	15	438	16	417	14	386	12	25
江井島	946	29	886	27	802	24	778	24	732	24	728	24	735	24	739	25	726	23	727	24	734	24	40
魚住	739	24	713	23	688	22	682	22	667	22	659	21	662	20	651	21	651	21	635	21	642	21	31
錦が丘	417	14	393	13	390	12	389	12	370	12	371	13	366	13	388	13	376	13	374	14	365	13	23
清水	673	22	662	22	629	20	597	18	583	20	607	19	629	20	630	21	625	21	618	21	614	20	31
錦浦	916	29	872	27	837	25	822	25	800	25	779	24	776	25	776	26	745	25	729	24	765	24	36
二見北	762	24	714	23	640	21	573	20	539	18	537	18	527	18	510	16	521	17	521	18	528	19	32
二見西	573	18	545	18	563	18	552	17	550	18	563	19	570	19	559	18	556	19	574	19	562	19	23
二見	453	16	423	14	399	14	374	12	371	13	353	12	349	12	355	13	359	12	356	12	349	12	26
合計	15,888	519	15,601	511	15,439	507	15,241	502	15,231	513	15,290	512	15,461	519	15,568	524	15,517	522	15,599	520	15,639	518	779

《中学校生徒数推計表》

(平成28年度以降は推計値、各年度5月1日現在、特別支援学級を除く。)

中学校名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		保有 教室数
	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	生徒数	CR	
朝霧	458	14	458	14	459	14	494	15	488	15	498	16	470	15	482	16	479	16	498	17	511	17	30
大蔵	563	17	569	17	523	16	513	16	508	16	528	17	513	17	524	17	529	17	528	17	520	17	24
錦城	198	8	182	7	187	7	177	8	187	9	185	9	199	9	203	9	209	9	213	9	217	9	9
衣川	536	17	543	17	519	17	512	17	470	16	454	15	428	14	447	14	457	15	487	16	494	16	34
野々池	688	21	677	20	710	22	700	22	669	21	646	20	655	20	668	20	661	20	664	20	677	20	28
望海	752	23	709	22	682	21	649	20	624	20	602	19	582	18	623	19	641	20	646	21	638	21	33
大久保	1,044	30	991	28	1,017	28	1,026	28	1,064	29	1,049	29	1,059	29	1,032	29	1,035	29	1,007	29	1,029	29	34
大久保北	524	17	539	17	538	17	569	17	600	18	629	19	646	20	640	20	695	21	697	21	730	22	22
高丘	384	12	380	12	362	11	373	12	380	12	403	13	398	12	400	12	377	11	374	11	354	10	23
江井島	624	18	627	18	610	18	555	16	519	15	444	13	407	13	370	12	366	12	376	12	367	12	21
魚住東	668	20	646	20	616	19	591	18	563	17	577	18	619	19	655	20	654	20	652	20	635	19	25
魚住	972	33	950	33	964	34	912	33	904	32	797	29	717	27	623	25	626	25	646	26	640	26	29
二見	983	28	981	28	945	27	932	28	865	27	808	25	753	24	736	24	726	24	707	23	701	22	35
合計	8,394	258	8,252	253	8,132	251	8,003	250	7,841	247	7,620	242	7,446	237	7,403	237	7,455	239	7,495	242	7,513	240	347

# 明石市における小中一貫教育の在り方について

## これまでの経緯

本市においては、「あかし教育プラン」において、『「生きる力」を育む学校教育の充実』を図るため、校種を越えて連携した活動づくりに取り組むことを示しています。共通した視点で子どもたちを見守り、育てるために、平成20年度より中学校区ごとに校区 UNIT 会議を設置し、各校種間の情報交換、実態把握、合同研修、小中連携事業等を行ってきました。

さらに、本市の児童生徒に「生きる力」をいっそう育成するために、小・中学校における義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、連続性・一貫性のある教育活動を展開するために、「明石市小中一貫教育検討委員会」を平成27年度に設置しました。

検討委員会では、国の流れや本市の小中連携の現状、小中一貫教育の意義や課題を踏まえ、今後の方向性について検討してきました。本市においても義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、連続性・一貫性のある小中一貫教育を推進することが必要であると、今後の方向性として4点示されました。

## 示された方向性

### 1 中学校区単位で地域、施設等の実態に応じた形態

- ・キャリア教育の視点も含めた9年間を通した「学び」の接続
- ・不登校等生徒指導上の課題解消や「中1ギャップ」の緩和のために、「豊かな心」や「健やかな身体」を育むための「育ち」の接続
- ・学校が家庭・地域と連携するとともに、小中、小中の教員が協働する「ひと」のつながりを視点として、まず施設分離型で小中一貫教育を目指す。

### 2 小中一貫教育モデル校による取組及び検証

- ・「めざす子ども像」の中学校区単位で共有化
- ・指導内容や指導方法についての合同研修や小中交流授業研究会を通じた授業改善
- ・9年間の系統を意識した生徒指導や学習指導による「中1ギャップ」の緩和等、小中一貫教育の在り方について研究するモデル中学校区を指定する。

### 3 推進するための組織

- ・教育委員会事務局におけるワーキンググループの設置
- ・現在行われている校区 UNIT 会議の発展
- ・教育委員会事務局におけるコーディネーターの配置や校内推進体制の組織づくりの支援

### 4 小中一貫教育に係る教育課程における系統性

- ・9年間を見通した指導内容・指導方法・指導形態を小中学校の教職員の協働により工夫し、内容系統モデル等を作成する等、連続性・一貫性のある指導を行う中で児童生徒の確かな学力を向上させる。
- ・各中学校区の児童生徒の実態に応じて、取組の柱立ては各中学校区で検討

## 今後の進め方

検討委員会で示された今後の方向性をもとに、本市の子どもたちの「学び」と「育ち」のさらなる向上を図るために、小中一貫教育モデル校区を指定するとともに、教育委員会事務局で具体的な方策を含めた推進計画を作成する等、本市における小中一貫教育を推進していきたいと考えています。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のことを指します。

「学校運営協議会制度」は、次の法律に基づく制度で、主に3つの機能があります。

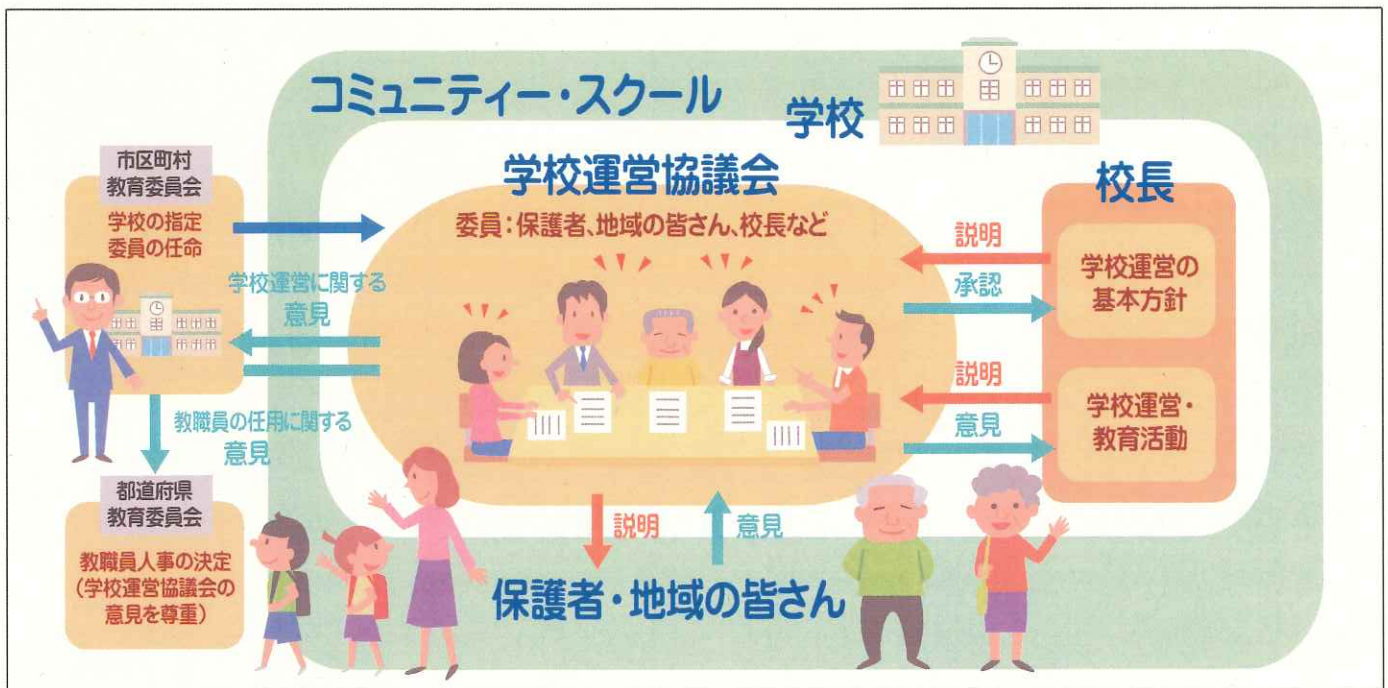
### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の **基本方針の承認** をすること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に **意見を述べる** ことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に **意見を述べる** ことができること

学校運営の「基本方針の承認」を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する **当事者意識** を分かち合い、ともに行動する体制を構築できます。学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものであり、校長先生が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有し、校長先生のリーダーシップのもとに共に汗をかき、そのビジョンの実現を目指そうとするための仕組みです。

※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。



子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、**社会総掛かりでの教育の実現**が不可欠です。